

2006 年第 7 號法律公告

**《2006 年〈2003 年證據 (雜項修訂) 條例〉
(生效日期) 公告》**

現根據《2003 年證據 (雜項修訂) 條例》(2003 年第 23 號) 第 1(2) 條，指定 2006 年 3 月 3 日為該條例第 20 、 21 、 22 、 25 及 26 條開始實施的日期。

律政司司長
黃仁龍

2006 年 1 月 3 日